

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名： 福祉サービス機構株式会社 (認証番号:20地福第1389-3号)
訪問調査 実施日： 平成22年12月20日(月)

②事業者情報

名称:(法人名)西尾市 (施設名) 三和保育園	種別:(施設種別)保育所 (基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長) 杉浦昌代	定員(利用人数): 140名
所在地:〒445-0005 愛知県西尾市米野町下野1番地1	TEL 0563-52-1169

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>広い園庭の中に、大きな“すずかけ”の木がある。これは、園長先生や保育士先生よりも長く、この保育所を見守り、親子三代に亘って子供を見守ってきている木である。この大きな木が、もうひとりの大きな園長先生のように、子どもたち・職員・保護者・地域を見守っているような温かさが感じられた。この温かさが保育内容にも醸しだされていた。この貴重な自然や広い園庭など利点を十分に活かし、子どもたちがのびのびと育っていると、園自体も共に成長していくよう取り組まれている園であることが、随所に見られた園であった。園全体で郵便ポストや配達などの仕掛けをされていた。子どもたちが記入してポストに入れたり、それを配達するなどして、楽しみ作りの仕掛けもされていた。各クラス担任もそれぞれ子供たちが興味をもって取り組むように仕掛け作りをされていた。クラスや同一年代の中だけではなく、運動会という特別なイベントでない日常の中で、このように年代の分け隔てなく園全体で子どもたちが取り組まれるような仕組みは、三和保育園らしさとして、卒園後の将来にも、三和保育園出身としての共通の思い出として残るすばらしい取り組みのように感じられた。ぜひ今後も、このような子どもたちの自発性を生み出す創意工夫のある仕掛けづくりを続けて頂きたい。保育参観だけでなく、保護者が保育に参加する機会も設け、保護者も園での自然な子どもの姿を見ることができるよう取り組みもされていた。大きなすずかけの木、園庭の広さ、小動物とのふれあいなどの特色とともに、このような園全体で取り組める仕掛けを企画する創意工夫する力も、三和保育園の特色と思われた。今後も、このような強み・利点を活かされたい。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>お話をじっくりお聞きすると、力を入れて取り組まれていることなどがわかる点が多くあった。中でも理念を受けた中長期計画や事業計画、努力目標などのつながりとして見た時に、その想いが、表現しきれていなく、特にその連携された中長期計画としては示されていなかった。今一度、三和保育園の強み・弱みを整理され、その強みは強みとしてあらためて把握する上でもまとめられ、弱みは弱みとして整理されてみてはどうか。その強みや弱みを把握した中で、理念の実現のために必要な項目について優先順位をつけ、それを強めるために、どうあるべきかという中長期的な目標を明確にされることで、やるべきことが、整理されると思われる。まとめて明文化することにより、焦点を絞ることである反面、そぎ落とすことでもあるため、曖昧な表現になりがちだが、そこに優先順位をつけて示すことにより、皆さんのベクトルが同じ方向に向かうこととなる。今、もっている力が、より強化されることとなる。期待したい。</p>
--

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

<p>第三者評価を受審するにあたり、項目一つひとつ全職員で確認し合う中で、様々な分野にわたって職員全員で共通理解し、保育や課題を見直す良い機会となりました。</p> <p>改善を求められる点において、中長期計画の明文化は、理念の実現のために大切であることに気づかされました。評価結果を真摯に受け止め、今後はしっかりとした骨子のもと、保育園運営、保育内容、サービス等の向上に全職員で取り組んでいきたいと思っております。</p>
--

- ⑤ 第三者評価結果
別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

西尾市の基本理念、めざす子ども像、保育目標を受け、当園では、『愛情豊かに、健全に育つための基礎づくり』とし、その活動内容をイメージが湧くようにリーフレットに写真も入れてつくられている。理念の基本は5～6年前に作成され、その内容を職員会議等を通じ、職員達と話し合いながら修正を加えていっている。目標も職員と話し合いながら作成された。『何を育てているか』をキーワードとして職員に周知しているとともに、保護者に対する説明としては入園式、父母の会、東明会等の様々な会合時に、資料を使い、説明を行い周知を行っている。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

中長期的な計画書としてはなかった。説明では、平成20年度の「命を大切に心を育む教育推進事業」で発表したことを基本に、進めている。その内容として今年度の努力目標となっていた。『特色ある園づくり』とあるが、実態は、すでに特色は出てきていると思われる。その特色をどう明文化するのかという段階と思われた。例えば『動植物や人とのかかわりを通して、命を大切に心をはぐくむ園づくり』等と明文化され、それを具体的イメージを描いたものとして中長期的な取り組み、そしてそれを実現するために段階的に今年やるべき事を事業計画にするなど、実体に合わせる事が望まれる。P-D-C-Aサイクルを意識して進められることとして、中長期計画として示すことで、職員の目指すべき方向性が明確になり、計画の進捗などの管理ができることとなる。期待したい。中長期計画があつて、その内容を反映している事業計画として内容を確認することが主旨ではあるが、今回は市の示されている計画を中長期計画としてとらえることをもって、事業計画の内容を確認した。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ Ⓑ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	a ・ Ⓑ ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

園長の役割を明文化し、自らの信頼に対する評価は、職場診断アンケートとしている。遵守すべき法令については、一部示されているが、園の運営からすれば、他の側面での押えておくべき法令もある。今一度、園の運営面から必要な法令等をリストアップし、もれなくチェックする仕組みづくりが望まれる。アレルギー食対策、園庭の芝生化、看護師などの配置、水飲み場での水たまり対策等の環境整備等、業務の効率化と改善に向けた取り組みとして要望等を示された。本来この項目は、理念や基本方針を実現するために、人事・労務・財務の面で、経営状況やコストバランスをとらえて具体的な取り組みを確認する項目である。ぜひそのような着眼点で取り組まれることがのぞまれる。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ b ・ Ⓒ

評価機関のコメント

子どもの数の増加、敷地内同居家族の増加など、その地域での環境情報などを、保育士も意識しながら実態を把握するようにしている。地域子育てセンターのサブセンターともなっており、その場面からも把握するようにしている。これらの情報を、適切に分析することにより、浮かび上がった改善すべき課題を導き出すこともできる。この課題を解決するために中長期計画に反映させるなど、有機的につなげていかれることが望ましい。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	Ⓐ ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	Ⓐ ・ b ・ c
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22	a ・ b ・ Ⓒ
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

市共通の考課基準のもと人事考課が実施され、その際に、個別面談も実施され、職場アンケートも実施している。ただ、必要な人材に関するプランやそのプランに基づいた人事管理という側面では、明確ではなかった。公立として制約もあるが、人事考課の目的には人材育成につなげていくという点がある。明確なフィードバックをすることで、個々の目標も明確になり、その中から個別職員の教育ニーズが明らかになり、個別の研修計画が具体的に行われることとなる。人材プランは、園の中長期計画を達成するために必要な人材をイメージとしていくものであり、市共通という面だけでは、満たされないものもある。現状の仕組みを活用し、ぜひ人材育成という観点にも活かしていただきたい。

II-3 安全管理

			第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。			
	II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-③ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-④ 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑤ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑥ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑦ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑧ 不審者の侵入時など対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

安全管理におけるマニュアルは市の園長会で作成したものをベースに、各園で必要事項を追加し園長の管理責任のもと整備されている。事故等が発生した際は、保護者に伝えている。職員には週1回の会議の中で周知徹底をはかっている。また、各部屋の壁に「事故防止・安全チェックリスト」を貼り、事故防止に向けて、職員が日々意識づけられるような仕掛けづくりをしている。公立の他園とも保育研究会を定期的実施し、マニュアルの周知や事例研究なども行い備えている。不審者の侵入などは、年に4回は訓練等も実施している。訓練後不備がなかったなど、マニュアルの見直しも含めて実施している。市の240ホットメールや絆ネットで不審者情報等配信できる仕組みがあり、その登録を推奨するなど注意喚起している。

II-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
	II-4-(1)-① 利用者地域とのかかわりを大切にしている。	保 33	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(1)-② 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35	a ・ Ⓑ ・ c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 36	① ・ b ・ c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	① ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	a ・ ② ・ c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

宅老所や小学生との交流、中学生の保育体験、東明会への参加など、地域との連携を実施している。いきいき通信として年4回を目標に情報発信も始めた。ボランティアについては、保護者のボランティアとは別の意味としてとらえ、その意味合いについての考えを整理中である。地域の福祉ニーズは、民生委員・主任児童委員等で構成されている社会教育推進委員会に参加し、基本的にそこで情報収集をしている。この中から出た情報をもとに、保育所の機能を還元できるものとして、平成19年度6月から子育てサブセンターも開設し、週2回未就園児家庭の遊び場の提供や子育て支援や相談を実施している。また、地区障がい児連絡協議会等との関係機関とも連携をしている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40	① ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 42	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	① ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	① ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

行動規範として、一人一人を受容し、安心して生活できるよう運営方針にて基本姿勢を示し、会議の中で確認を行っている。プライバシー保護についてもプライバシー保護マニュアルのもと、例えば日常的なやりとりの中で延長保育担当と昼の担当と連携する際も、情報伝達とプライバシー保護など、バランスを見ながら慎重に対応している。保護者の意向把握は、行事のあとのアンケートをしている。意見箱の設置や園だよりや掲示板、リーフレットなどで相談担当者について広報している。これから期ごとに意向を把握するような仕組みを現在検討しているとのことであるが、改善するための要望集めというレベルでとらえて頂き、お世話になっているという意識の気持ちが多い保護者の方からも、気軽に要望が出やすい仕組みづくりとなるよう期待する。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。			
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46	a ・ b ・ ③
	Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 47	a ・ b ・ ③

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 48	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 49	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 50	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 51	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 52	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

サービスの評価という点に取り掛かり始めた段階である。今後、これら評価の結果に基づき、改善案や計画に展開されることが期待される。標準的な実施方法について、毎年1月以降に見直しする仕組みとなっており、実施されている。サービスの実施状況の記録や管理体制については、西尾市個人情報保護事務取扱要領に従い、適切に対応されており、情報の共有についても、毎月の定期的な職員会での報告や回覧などで情報を共有している。ただ、記録管理等は定められ実施されているが、サービスについては、週案等で実施しているとされた。この意味合いは、本来、それぞれの保育士の個人スキルに依存してしまいがちなサービスの実施方法について、園として一定水準以上のサービスを維持するために、標準的な実施方法が定められているかという意味であり、このことからすれば、充実しているとは見受けられなかった。一層の充実をはかれることを期待する。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 53	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 54	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 55	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

事前説明会の実施や見学会の実施などを通じ、『保育園入園のご案内』で説明し、必要な情報の提供と情報の場を設けている。サービスの開始にあたり上記の説明を実施した上で保護者が市に申込をしていることから同意を得ているとしている。公立の仕組みであり、独自に説明書を作成したものに対する個別の同意書等と取るなどの仕組みはできていない。ここでの説明と同意には、金銭面など市で統一の事務的な面だけでなく、当保育所での理念に基づいて、具体的にこのようにサービスを提供しますという約束事を文面にし、その上で、お互いに納得して保育をするという主旨である。このことにより、保護者にも、子どもの成長には、保育所と家庭と連携しながら取り組むべきということの動機づけとなるという副次的効果も見込まれる。一度、ご検討頂けると幸いです。保育所の変更や家庭への移行が発生する場面では、個別の記録などを入手しケース検討会議などを通じ検討した上で継続性にも配慮し実施している。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

			第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56	a ・ ① ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 57	① ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

入園児面接結果書や入所までの生活状況、保育の記録などをもって課題分析を行いアセスメントとして利用している。特別アセスメントとしての書類は作成されていない。これに基づき、サービス実施計画を適切に策定されており、その実施計画について定期的に評価・見直しも適切に実施されている。これらの情報をもとに、指導計画とし、評価反省を実施して把握している。これらを踏まえて、全体の保育園指導計画の見直しを図り、翌年の計画に反映されている。ただ、入園後2年目の成長した子供に対して、課題分析としての個々のアセスメントはされていない。担任保育士の把握力により、検討が必要とした場合に検討しているという状態である。これでは、個々の保育士の把握する力で左右されてしまい、結果的に共通の判断基準で課題分析をする考え方や手法が、個人ごとでのみで行われるという事と、同じ状況である。保育士自身のスキルの成熟度に関わらず、包括的に情報を収集するという目的のために、定型化されたアセスメント方式も有効である。可能な範囲から取り組まれることを期待する。

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。			
Ⅲ-5-(1)-①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑥	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。			
Ⅲ-5-(2)-①	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(3)-①	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-②	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-③	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-④	身近な自然や社会と関わられるような取組がなされている。	保 70	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑤	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑥	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑦	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	保 73	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑧	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑨	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑩	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑪	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑫	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78	非該当

Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

保護者とは、連絡ノートや日頃送迎時の口頭のコミュニケーションや、必要に応じて懇親会なども実施されている。健康管理マニュアルに沿い、登園時観察や保護者から健康状態を伺うなど対応し、気になる点などは口頭や連絡帳を通じて連絡を行っている。健康診断、歯科検診の結果は、必要を感じた点がある場合に、保護者に口頭や帳面を通してお知らせしている。食事を楽しめるように、子供達が育てた野菜を取り入れたり、テーブルクロスや花を飾る等、担任ごとで工夫などを行っている。担任だけでなく、調理員自体も情報収集をし味や調理法、食材などからも分析し毎月の献立会議等に活かしたりしている。調査当日も、調理員が保育室を見て回わり喫食状況や残食状況を把握されていた。アレルギー等の配慮が必要な場合も事前に保護者と調理員、園長、担当で献立内容を確認し、除去や代替食などで対応している。採光について、一部採光が悪い部屋があるが、電気をつけて対応されている。砂場の砂も月に1回は掘り起こしをし、乳児の扱う遊具については週初めに消毒や点検を行っている。遊具についても、年代に応じたものをセットしたり、自分たちで出せるように段取りしておいて、自分たちから引き出せるようにしている。調査当日は、園全体で郵便ポストや配達などの仕掛けをされていた。子どもたちが記入してポストに入れたり、それを配達するなどして、楽しみ作りの仕掛けもされていた。ダンボールで自販機などの仕掛け等、各クラス担任のレベルでもそれぞれ子供たちが興味をもって取り組む仕掛けをされていた。園庭の広さの利点を活かして、外で遊ぶことも多く取り入れている。広い園庭の中に、大きな”すずかけ”の木がある。これは、園長先生や保育士先生よりも長く、この保育所を見守り、親子三代に亘って子供を見守ってきている木である。この大きな木が、もうひとりの大きな園長先生のように、子どもたち・職員・保護者・地域を見守っているような温かさが感じられた。この貴重な自然を活かし、子供たち共に成長していくよう取り組まれている園であることが、随所に見られた園であった。